

総務建設常任委員会会議録

[平成26年 8月 1日開催]

南あわじ市議会

総務建設常任委員会会議録

日 時 平成26年 8月 1日
午前10時55分 開会
午前11時57分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（9名）

| | |
|---------|-----------|
| 委 員 長 | 蛭 子 智 彦 |
| 副 委 員 長 | 長 船 吉 博 |
| 委 員 | 廣 内 孝 次 |
| 委 員 | 森 上 祐 治 |
| 委 員 | 砂 田 杲 洋 |
| 委 員 | 北 村 利 夫 |
| 委 員 | 登 里 伸 一 |
| 委 員 | 中 村 三 千 雄 |
| 委 員 | 熊 田 司 |
| 議 長 | 小 島 一 |

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | |
|-----|---------|
| 局 長 | 小 坂 利 夫 |
| 課 長 | 垣 光 弘 |
| 書 記 | 船 本 有 美 |
| 書 記 | 斉 藤 浩 平 |

説明のために出席した者の職氏名

| | |
|-----------------------|---------|
| 副 市 長 | 川 野 四 朗 |
| 市 長 公 室 長 | 土 井 本 環 |
| 市長公室付部長（総合調整・新庁舎建設担当） | 橋 本 浩 嗣 |

総務部長兼選挙
管理委員会書記長
財務部長
健康福祉部長
総務部次長兼総務課長
市長公室課長
財務課長

細川 貴弘
神代 充広
馬部 総一郎
佃 信夫
北川 真由美
和田 幸三

Ⅱ. 会議に付した事件

- 1. 付託案件…………… 4
 - ① 議案第50号 平成26年度南あわじ市一般会計補正予算（第2号）…………… 4

Ⅲ. 会議録

総務建設常任委員会

平成26年 8月 1日(金)

(開会 午前10時55分)

(閉会 午前11時57分)

○蛭子智彦委員長 それでは、ただいまより総務建設常任委員会を開会いたします。
臨時会で大変時間が押しておりますので、委員長の挨拶は省略させていただきます。
執行部、挨拶ございますか。

○副市長(川野四朗) もうよろしいです。どうぞ。

1. 付託案件

① 議案第50号 平成26年度南あわじ市一般会計補正予算(第2号)

○蛭子智彦委員長 では、ただいまから第56回臨時会において当委員会に付託されました議案について、審査を行います。

きょう、本日は傍聴を許可しておりますけれども、傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いをいたします。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略をいたします。

まず、議案第50号、平成26年度南あわじ市一般会計補正予算(第2号)について、議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 先ほどの説明で、電気代等の高騰により指定管理料に120万円を追加して、その日割り計算で今回ということになりましたが、平成24年度に比べて、電気代、どれぐらい値上がりしてるんですか。それと、そのアクアプロが平成25年度に使った電気の使用量、総量でどれぐらい使ったか教えていただけますか。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 電気代、何%というのはちょっと計算してみないとわからないんですが、その当時、値上げがあるということで、23年度の実績と25年度の見込みを比較をして、その70%上乘せしましょうということになっておりました。その23年度の実績が914万3,000円でした。それが25年度の見込みが、料金改定後の見込みが1,086万5,000円ということでした。その差し引きの7割で120万円というふうになっていたということですので。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、これは別に、ゆーぷるだけでなしに、ほかの温浴施設等にも同じ条件で、その23年と25年と比べて、それ掛ける、その差額の70%という計算でやってるということですね。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） これは25年の4月17日に検討委員会をしまして、それ以前の3月の時点でも検討委員会で、どの方向でするかというところで、4月11日に最終でいわゆる、おっしゃられたようにほかの施設も含めて電気代のアップについてどうするかというところをして、7掛けをしました。

それで、さんゆ〜館についてはその7掛けの額が160万円で、それから、ゆーぷるについては120万円。それから、サンライズ淡路100万円、ウインズ・きららが47万円とか、いろいろそうした関西電力にお聞きをして、どういう電気料金のアップになるのかというところから、7割を市が負担するので、3割については業者の努力によって、無駄な電気の使い方をしてないかという努力と、もう一つは営業努力で幾分かは捻出していきたいという方針のもとで7割という計算をして、やっております。

ただ、それには民間団体と公共的団体という区分分けもしております。それから、使用料の徴収をしている施設と支払ってる施設の区分分けもしまして、そうした中で、この施設についての電気料金についてはこれだけですよということを算出して、指定管理者にその通知をして、契約変更して現在に至っているというところでございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 前のときにこれ、この議案から外れてしまうかもわかりませんが、もし

外れたら指摘していただけたらと思うんですが、庁舎のほうは何かオックスか何かの電気業者にかわったとかいう話をしてましたよね。そうしますと、そのほかの施設等につきましても、そういう随時、電気業者をかえていくとかいう考え方はないんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 昨年か一昨年に庁舎の、5庁舎分を管財課のほうで入札しまして、関電から業者をかえたと。指定管理についてそんな、一括してそんなことができるかどうかというところに、ちょっと指定管理者の方針もあるだろうし、可能であればそういうことをすればいいのかなとは思いますが。

ただ、そうしたことがきっちりできるのかどうか、あくまで指定管理者の裁量ですので、こちらからそういうことについては指定管理者の方々に全部そうしたことを言うたかというたら言うてませんので、なかなかそうした統一的なところについては難しいかなと。今後、指定管理する方と担当部との話し合いの中で、そうしたことも将来的には必要になってくるかなという思いはしております。

○蛭子智彦委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 さっきから温浴施設の電気代のことばかり出とるのでありますが、これは燃料代とかも高騰しとんのやけど、これはどうなつとるの。別か。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 各指定管理者の部分で、燃料代のようさん要るところと、そうでない施設とあるんですが、ただ、指定管理者のほうからそうした燃料代の高騰について、私どもは聞いたことがないんで、その部分については配慮はしていないという現状でございます。

○蛭子智彦委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 指定管理者も余裕があるのか、普通だったらこっだけ燃料が上がったたら、これも見てくれというて言うてこないとおかしいでな。
終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。

中村委員。

○中村三千雄委員 現実には、指定管理した時点においては、こういうようなことは想定していなかったと思いますし、我々も想定していなかったと。その間にこういうような状況になったと。これを踏まえて、今後どうするかということが課題やと思います。

というのは、かいげつだから完全に大丈夫かというようなことは、これは絶対に言えないと思うんですね。またこういうような状況がやっぱり出る可能性があるという前提のもとで、今後、今、市のやっぱり管理ですね。先ほど、本会議で言いよった、全体的な本体の財務管理を見て、そしてそれをチェックするというところで、市としてはそういうような、これだけでなしに全ての指定管理制度を受けとるところの、やっぱりそういうふうなことを十分チェックする機能をきちっと確立していかなければいけないと思うんですけども、今まではどんな形でそういうふうなことを市としてチェックしてきたんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） なかなか難しい御質問です。会社が、Aという会社が果たして将来、どうなるかということについては、例えが悪いかも知れませんが、私の命がどこまであるのかということとよく似てるような気がします。このたびのアクアプロについても、本社、本体というふうなことですが、本体の子会社の焦げつきかなというふうな、私は認識しておりますので、なかなかそこまでの財務指標を見れる方というのは、恐らく公認会計士でも私は無理かなと思うてます。

こういうケースがまた起きないとは限らないと思っております。その予知というのは非常に、誰が見ても難しいのかなと。傾きかけてるでという情報が入れば、ある程度の部分は見れるんかなとは思いつつも、ただ、大きい会社にしても粉飾決算なんかされたら、専門家が見てもなかなかそこが見抜けないということもございまして、この財務指標までも将来どうなるかということも市に求められても、非常に難しいところかなと。もし、万が一、こういうことがあった場合の想定をして、何らかの部分はせんといかんのかなと。

今回、市長から指定管理者のリスクに係る部分について、検討委員会で調査せえという通知をいただいておりますので、また近々にそうした関係職員を集めて、どうしたリスクの回避の仕方があるのかということも研究していきたいなと、こない思っております。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 確かにそうやと思います。ただ、起きたときには、責任はどこかと

いったら、指定管理だったら市になるんですね。そやから、市としてはやっぱりそういうふうなことが常に起こらないような配慮なり、そのチェック。最低限のチェックをする、今言いよった市長、そういうふうなことを出せと言うとるけど、そういうふうなことを踏まえて、定期的にやっぱりそういうようなプロジェクトか何かでチェックしておかなんたら、これは必ず、これだけでなしに、ほかようけ指定管理しておりますので、そういうふうなことがありますと思うんで、最終は市に責任が来てくる。

そういうふうな形で、きょうみたいな論議がされていくので、やはり常のそういうような監視の目、関心の目というか、そういうふうなこともやっぱり、できれば本体全部を見なくても、専門家で今の当たってるところの経営内容なりは、これはチェックできると思いますんでね。やっぱり、そういうふうな確立を私はしていくべきやと、こう思いますので、そこらも踏まえてやっていただきたいと思うんですが、どうですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） おっしゃるとおりかと思えます。市長から指示をいただいているところでもございますので、そうした研究を十分、検討委員会でやっていきたいなというふうに思っております。

財務指標のことだけを思いますと、指定管理期間を縮めたらいいやないかという議論が出てきます。ただ、平成15年の秋に、団体に委託できよった地方自治法が改正されて、指定管理者制度ができました。私も16年に、近々に指定管理をしましたが、一番指定管理で問題になるのが、いわゆる、そこで働く従業員をどのようにするか。例えば、2年、3年サイクルの指定管理をしますと、丸っきり違う業者にお願いするという形も出てきます。そうした場合、今まで働いていた人が職を失ってしまう、そういう状況をずっと繰り返すことになるので、指定管理者の一番欠点となる部分については、やはりそうした、そこで働く従業員を保護するための配慮がなかなか短期間ではできないだろうということから、私どもは、原則は5年、本来は私は10年スパンでやったらないと、その期限が来るたびに従業員は冷や冷やしながらか働くという形になりますので、そうした中で、本市としては5年という形をとっておりますので、まだ指定管理の制度については市長も本会議で申しとったように、やはり欠点というのは何ぼかございます。そうした部分について、検討委員会で十分、リスクについて検討していきたいなど、そのように思っております。

○中村三千雄委員 一応、終わっておきます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 きょう、議案上程、説明からいろいろ質疑、議論を聞いてて、私も当初は、この議案を最初読んだときに、やっぱりこれ、公募するべきと違うかなと、直感的に思うたんですよ、正直なところ。いろいろ同僚議員なんかも議論しながら、きょう、健康福祉部長の説明を聞いてて、非常に彼の説明は、私にとっては具体的によくわかりました。だから、これはいろいろ経緯としてパーフェクトでないかもわからんけども、しゃあないかなというような認識を私はしてるんです、基本的にはね。

ただ、今、話に出てましたように、こういう指定管理制度というのは、あくまで市の施設を管理を任せているという、指定管理料を払ってですよ、基本的に。私常々、全国的に全部網羅して調べたわけじゃないんですけど、大体、指定管理の施設というのは、本市を見てもわかるように、施設そのものは小さいというようなことで、さっき、職員の扱い云々というようなことをおっしゃってました、室長もね。私も常々、やはりどんな職種であろうと職場であろうと、やはりそれが、その組織全体の動きが成果を上げていくためには、基本的にはそこで働いている人たちのモラル、士気がいかに向上していくかというようなことだと思うんですよ。

さっき、きょう、本会議のときにも健康福祉部長が若干おっしゃってました。アクアプロのときの時点でも、やめたい職員も何人もいたというようなことを聞いたことがあるとおっしゃってましたが、やはりそういう働いている職員の声を、普通は例えば職員組合、労働組合とかあるんですよ。その辺でいろんな声を、職員の声を集約して当局に申し入れしたり交渉したりして、職場の労働環境なんか改善されている、基本的なパターンがあるんですが、やはり本市の場合のああいう指定管理、多分、私はそういう職員組合、かちっとした職員組合がないのと違うかなと思うんですよ。

これもこれからの課題であろうと思うし、できたら、さっき部長がおっしゃってたように、そういう職員の声を、若干私は、こういう姿勢を持ってもらいたいな、この人だったら察してくれるのと違うかなという希望を持ったんですが。定期的に、組織的にシステムの上で、そういう働いている人たちの声を具体的に聞けるようなこと、流れというか動きをつくっていく必要があるんじゃないかなというようなことを思うんですが、部長、どないですか。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 施設によってまちまちかも知れませんが、今まで、健康福祉部で所管している施設であっても、どちらかと言えば、そこへ出向していく回数ですとか、中で働いておられる方と直接口を利くというようなことが少なかったように思います。いろいろな情報を知ることにもなりますし、そう頻繁には行けないかも知れませんが、今後はできるだけそういう施設であるとかいろいろなものを確認、接遇の確認を

例えばするとか、きちんと整備がされているかというようなことについても確認するのもあわせて、その指定管理をしている施設に出向いていくことが必要かなというふうに思っています。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 南あわじ市も来年の4月に向けて、食の拠点施設もオープンします。私らもいろんなところに視察研修、この前も行かせていただいたんですが、そういうところに行ったら、やはりまず、我々自身が後でこういうような話が出るのは、人間の、職員の応接というか対応の仕方なんですよね。市もそうである、市の職員もそうであるし、いろんな施設の職員もそうであります。ここの施設は本当に気持ちがええなど、何が気持ちがええかというたら、人間の応接が気持ちがええことが多いんですよ。

このゆーぶるにしたってさんゆ〜館にしたって、いろんなあれがあります。とにかく、市民が大勢利用してます。私もちょこちょこ利用させてもらうんですが、やはり人によって、非常に気持ちのいい人と、この間ちょっと、もうちょっと勉強してもらわなあかんやないかというような人もしょっちゅうおります。その辺をやっぱり、これから新しい、もしもきょう決まったら、かいげつのほうにも重々、あれしていただいて、前向きに、具体的なものができるように検討をお願いしておいて、もう答弁よろしいですから、質問終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
 廣内委員。

○廣内孝次委員 ちょっと関連でお尋ねしたいんですけども、指定管理を受けて営業をやっていく中で、割と従業員、パート、臨時職員が多いと思うんですけど、これ、ゆーぶるの場合、アクアプロの今までの形態は三十何人従業員がおるという話でしたけども、どのような割合かつかんでおりますか。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） ゆーぶるにつきましては、店長がもちろん1人ですが、その方は正社員でございます。あと、契約社員の方が3人、あとはパート、大体4時間ぐらいの勤務と聞いておりますけれども、パートの方が約30人というふうに聞いております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これ、パートがどこの施設でも多いわけなんですね。これ、指定管理を検討する中で、もっと正社員を雇うような要望は、これはできないんですか。決める直前に、市としてやはり、若い方の雇用先の確保の観点から考えても、多少やっぱり若い子で正社員になるような、そういうような雇い方をしたってくれというような指示、これ、決める前であれば要望できるかと違いますか。いかがでしょう。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 要望という形ではできる、例えばプロポーザルとかそういうことをしたときに、要望という形では言えるかもわかりませんが、これはあくまで企業のほうの考え方とか方針があると思いますので、要望以上のことはできないと思います。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 大体、そのような答弁になると思うとったわけなんですけどね。これ、このような形態で、従業員の話が先ほどからよく出てますけども、パートであれば何ぼ言うても同じことやね、はっきり言うて。やめる人はやめるやろうし。これはその会社のやり方が気に食わなくてやめる人もおれば、対人関係でどうのこうのいう勘定でやめる人もおるとは思うんですけどね。

かいげつさんで、もし云々であれば、これは部長のほうから、できるだけ正社員、できれば南あわじ市の若い子でというような、やはりそういう要望はしていただきたいと思いますので、その点、よろしくお願い申し上げまして、一応、終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 この債務負担行為なんですけども、これは必要なんですか。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 債務負担行為と申しますのは、当該年度の予算措置をしまして、後年度負担を伴うものについて、議会の承認を得て契約を結ぶという手続になってお

ります。後年度負担が伴う分については、期間と金額を定めて承認をいただくような手続ですので、当該年度だけの予算措置で足りない分については、債務負担行為で議会の承認を得る作業が必要となっておりますので、債務負担行為は必要やと考えております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それなら、その債務負担行為をする目的は何ですか。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 目的というのは、契約行為の中で期間が長いがために、当該年度に措置できない、当然、後年度の予算をもって契約行為の履行を遂行できるようにするためでございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 後年度の予算を伴うんやったら、毎年、当初予算で上げていったらいいんと違うの。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 当然、債務負担行為を計上している部分については、当初予算のほうで上げていくんですけども、契約行為、契約の中で後年度、例えばこの場合、今回の場合ですと26年度の予算措置分は51万4,000円で足るんですけども、26年から29年までの契約を今年度結ぼうとすれば、当然のことながら、議会の承認を得たものの後年度負担の約束をもって契約を結ぶこととなりますので、28年度についても411万。27年度、28年度、29年度について、それぞれ411万ずつ当初予算のほうで計上していくような形にはなっていないかと思っております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 このお金の使い道は何ですか。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 指定管理料でございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 年間410万でしたか。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 26年度は途中からということになりますので、それは日割りで計算しておりますけれども、27年度、28年度、29年度については、もともと280万のあれだったんですが、それに電気代の増分ですね、それを120万加えて、それと、5%から8%に消費税が上がっておりますので、その分を追加したものが411万ということでございます。

○北村利夫委員 終わっておきます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 先ほど、日割り計算というような形で51万4,000円出していますが、これは契約を締結したときからですか。それとも、実際に営業を始めたときから日割り計算。どういう日割り計算をすることになるんですか。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 議会の議決を経た翌日から来年の3月31日までの計算をしております。それがこの金額になるということでございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 済みません、そうしますと、営業日数は242ですか。何日ありますか。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） きょう、議決をいただきましたら、8月2日から来年

の3月31日までの計算で242日でございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 365分の242、それで、もともになる金額が91万ですか。その差額は91万でしょう。そうではないんですか。アクアプロは200万と120万で320万の指定管理料やったと。今回、かいげつさんには411万払うと。その差額が91万ですよね。そういう計算、その91万についての365分の242で51万4,000円と出したのではないんですか。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 差額なんですけど、もともこの当初予算は320万置いておりました。それについては四半期ごとに80万ずつ支払いをしております。4月から6月分の指定管理料については、もう既に支払いをしております。7月から9月の分についてはこういったことがございましたので、今は支払いを停止した状態でございます。これはまだ確定でないのではっきりわかりませんが、弁護士さんから言われてますのは、7月1日から7月22日まではアクアプロに指定をしておりましたので、その分の指定管理料については請求がされるだろうということで、破産の場合は、こちらに債権があった場合は相殺できるんですが、民事再生の場合は会社が生きてますので、そういう請求があれば支払いをしなくてはならないものだというふうに伺っております。

したがって、7月1日から7月22日までの指定管理料と、それと、新しい指定管理者になった場合の金額と、その前の金額との差し引きとでこの金額、51万4,000円を上乗せしているということでございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そしたら、具体的に式を言うてください。何ぼで掛ける365分の242やと。済みませんけど。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩しましょうか。できますか。
健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 411万掛ける365分の242で272万4,000円ということでございます。それが、そのかいげつのほうに支払いを今年度する予定の

金額でございます。既に、先ほども申し上げましたが、320万置いておったんですが、80万をもう既に支払いをしておりますので、その分、あと残ってますのが240万ということになります。それを差し引きしたものに、先ほど言いました7月1日から7月22日までのアクアプロに支払いをしなければならなくなるだろうという分が19万ございます。その19万と先ほど言いました日割り計算した272万4,000円を合わせて291万4,000円なんですが、そこから今、予算として残ってるのが240万なので、それを差し引きしますと51万4,000円ということでございます。

○蛭子智彦委員長 委員の皆様、わかりますか。今の数字でわかりますか、誤解ないですか。大丈夫ですか。ちょっとわからんのやけどな。ペーパーでまた見せていただいて。ちょっと私、理解できなかったもので、それはまた後日、理解させてもらいますけれども。よろしいですか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 それならまた、委員、また後ほど説明してください。
ほか、ございませんか。
副委員長。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 このもともともなったものは、やはりアクアプロという本体の会社が経営危機になったということがきっかけですよ。この団体等の経営状況を説明する書類というのが前回の12月議会で議決をする際に添付されておりました。その中には、非常に経営環境が厳しくなっていると、黒字決算だったものが赤字になってきたと。リーマンショックによって収支が厳しくなっておると。しかし、資金収支面においては良好な状況を維持していますというような書き方だったんですよ。

先ほど、市長公室長は、この中身についてはもう公認会計士でも指摘できないだろうというようなことをおっしゃったわけですが、これは公認会計士さんから意見を聞いたんですか、市長公室長。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長(土井本 環) 当時の決算の部分からそうしたことを想定される部分、いわゆる子会社から入ってくる金の焦げつきですから、その本体の部分で当然、入ってくる

るところが入ってこなかったために今回のこうしたことが起きてると、本体のいわゆる財務指標を見て、そこまで判断できる方はいないというふうに思っておりますので、そうした発言をさせていただきました。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 いや、あなた、公認会計士じゃないでしょう。そんなこと、公認会計士の仕事としてできないということがどうして言い切れるんですか。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 要は、その時点で起こり得なかった部分が途中で起こってるんですから、それは見抜けないでしょうという判断です。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 しかし、この資料を見ますと、収支が厳しくなり始めた、リーマンショックでの状況を説明してありますよね。実際には貸借対照表もこの資本に比べて非常に大きなマイナスになっていますね。これ、公認会計士が見たら、やはりわかるんじゃないんですか。わかるかわからないか、あなた、公認会計士でもなけりゃ税理士でもないのに、そんなこと何で言えるんですか。何の根拠をもってそんなこと言うんですか。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 多分、難しいでしょうという話をさせていただきました。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 あなたは断言し過ぎですよ。ちょっとそれは、言葉はもう一回修正してもらわんと困りますね。これはしかし、公認会計士というのはどういう仕事なのかということを、我々はそんなこと思い及びませんよ。公認会計士、職責の中で彼らはやるわけですよ。それをもって正確な資料を見た上で、客観的な数字を見た上で判断するんですよ。あなたがそれを独断的に言うことは、まずできないと思いますよ。それはちょっとよくないと思うんですよ。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 公認会計士を見下したというたらおかしいんですが、失礼な発言があったことに対してはおわびいたします。ただ、将来起こり得る部分について、当時の貸借対照表から、私も委員でございましたので、自己資本比率なんかの計算の仕方も聞いておりますので、そうした中で、問題がないだろうという、私は委員として判断はさせてもろうたんですが、なかなか将来的などうなるかと、どう起こるかというところについては非常に難しい問題かなということで、先ほども申し上げましたが、検討委員会のほうで十分そこらあたりを検討していきたいなというふうに思っております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 その点は、改善の課題というのは、これからも議論していく必要があると思うんですね。これは総務建設常任委員会としても所管事項になってくると思うんですよ。1年8カ月前の評価点数ということで、どういうものが出とったのかというような、やはりこれは見ておく必要があるのかなというふうに思うんですね。これは実績としてもありますので、できれば補正予算の議論の中でも指定管理にかかわる話ですのでね。そのアクアプロと、それからかいげつとの間で、どこに差があったのかと、それを今後、どういう教訓化をしていくのかということを見ていく上で、この評価点数に対する配点表ですね、この資料をできれば出していただきたいと思うんですけど、委員の皆さん、いかがですか。

○長船吉博副委員長 今、委員長のほうからそういう資料提出を提案されましたけれども、委員の方々、同意できますか。
北村委員。

○北村利夫委員 それは委員長、必要なら要求したらよろしいと思います。

○長船吉博副委員長 今、北村委員のほうからそういう意見がありましたが、ほかに。
廣内委員。

○廣内孝次委員 付託案件、補正予算に関してとことんやったらええと思うんですけども、これ、拡大していったら時間が何ぼあっても足らへんし。要するに、産業厚生委員会でやる分野まで入っていきよると思うんです。そやから、そこらは節度を持ってやっていかんといかんと思います。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 先ほど、中村委員もこの件に関しては質問されておったと思うんですね。それから、廣内委員も、御自分でもそういう部分に関することも発言されとったと思うんですよ。ですから、私はあえてとめなかったんです。このことは大事だと思ったんでね。今、廣内委員、ちょっと自己矛盾的なところがあるように思うんですけど。

○長船吉博副委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 私は今のものを出して、今後、そういうようなことを十分見た中でチェックをしていっていただきたいということであって、過去の見せえということではなしに、私は今後、そういうふうなものを踏まえた中で、やっぱり十分、検討委員会で検討し、ひとつ、状況把握してくださいといったことでもありますので、今回については私は必要でないんでないかという思いはいたします。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 そしたら、参考までに財務に関する評価点数、アクアが何点でかいげつは何点だったんですか。

○長船吉博副委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前11時38分)

(再開 午前11時40分)

○長船吉博副委員長 再開いたします。
健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 財務というもののだけの項目はないんですが。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 財務に対する評価はないんですか。

○長船吉博副委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 財務にだけ限った点数の配点がないんですけども。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 つまり、財務に対する評価というのは、これまで非常に低い比重であつたということですね。

○長船吉博副委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 低いということではなしに、それも含んでいろいろなものを見ているということですので、必ずしも低いということではないと思います。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 つまり、財務に対する評価はその他のもろもろのものとまとめて出しておると、何とまとめるんですか。

○長船吉博副委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 配点なんですが、大きな括りで申し上げますと、運営実績、それと経営基盤というので30点です。あと、事業計画書ということで、その中にも項目が分かれておりますが、それで、その中で30点の部分ですとか、あと、50点の部分とかいろいろあるんですけども。その、先ほど言いました運営実績、それから経営基盤の中に財務諸表等による経営分析というのが、その中のチェックをする内容の一つとして入っているということでございます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 それが30点ということで、評価点数についてはどのような差があつたんですか。なかつたんですか。その点で。

（発言する者あり）

○蛭子智彦委員長　　これは前にも、産業建設常任委員会で、砂田委員長が委員長のときに出してるんですよ。砂田委員が産業建設常任委員会の委員長だったときに、委員に資料配付として点数表を全部出してるんですよ。

○長船吉博副委員長　　健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎）　　出せないということではありませんけども、先ほど、本会議場でも申しましたように、ここの委員会でそれということに決めて、提出ということに決まればお出ししたいと思います。

○長船吉博副委員長　　暫時休憩します。

（休憩　午前11時41分）

（再開　午前11時43分）

○長船吉博副委員長　　再開いたします。
健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎）　　1人200点満点ということで、13人が審査をいたしまして、合計が2,600点ということになります。アクアプロが2,091点、かいげつが1,955点でございます。

○長船吉博副委員長　　蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長　　かなり大きな開きがあると。ちょっとお伺いしたいんですけどね、例えば公共事業、公共工事、これ、請け負った業者が途中で破産したと、その場合、繰り上げというようなことがあるんですか。

○長船吉博副委員長　　財務部長。

○財務部長（神代充広）　　そういうことはございません。破産した場合は、保証金のかわりに保証契約を結んでおります保証会社のほうから、あとの工事を請け負う業者を選定するか、もしくは保証金の支払いというようなことになろうかと思えます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 民事再生の場合はどうなりますか。

○長船吉博副委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） 民事再生、ちょっと確かなことは把握しておりませんが、その場合は契約解除というようなことはないというふうに。言い切れませんが、ないのではないかというふうに思います。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 民事再生の場合は仕事は継続できる、契約解除がないという、公共工事の場合はね。今回は、指定管理の場合は民事再生だったけども契約解除すると、そういう差があるわけですね。

いろいろ議論もあったわけですが、例えば、実態上、会社経営がないということになった場合は破産ということで、これは当然、仕事の継続ができないと。ですから、契約解除と。この契約解除ということをした場合に、民事再生法上の損害賠償というようなことはないわけですか。

○長船吉博副委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） これは工事の関係という意味ですね。それは先ほど申しましたように、保証会社がございますので、そちらが保証金の支払いをすとか、そういうふうなことになると思います。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 民事再生の場合、今回、南あわじ市は契約解除をアクアプロに行ったということで、他の債権者から、これは異議や申し立てがあったり、あるいは、アクアプロから異議申し立てがあった場合、どうなるんですか。

○長船吉博副委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） アクアプロから異議申し立てというのは、どこに何を
という意味でしょうか。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 契約を、指定管理の契約を結んだわけですね。南あわじ市は契約を解除したと。民事再生の手続をしている最中に契約解除したということについて、裁判所で民事再生が一応認められているわけでしょう。そういう再生を目指している会社に対して、追い打ちをかけるような契約解除をしたと、あるいは債権者として、債権者のグループがありますよね、民事再生をする場合に、この債権者の協議というのが必要になってくるということになると思うんですね。そうすると、民事再生のスキーム、枠組みが崩れていくのではないのかと。そういう意味で、契約解除が無効というような申し立てというのはないんですか。

○長船吉博副委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 一番最初、日と言いますと7月4日になりますけれども、7月4日に話をして、7月7日付でアクアプロのほうから指定管理の指定取消申出書というのをいただいております。つまり、契約を取り消していただいて結構ですというものです。ただ、取り消し日の希望日は26年12月でございましたが、ただ、それはあくまで向こう側の希望ということでした。

そのときに、向こうの社長、常務も来ておりましたが、その中で、私どもの顧問弁護士も立ち会いをする中で、向こうの希望は入れてもらうけども、あくまでそれはそちらの希望ということで、私どもは次の方策というか、次の新しい指定管理者をできるだけ早く決めて、それに応じて取り消しをまた、取り消し日をこちらのほうからこうですよというのをいささしてもらおうということでの、そういう流れでのことですので、特に問題はないと思っております。

○蛭子智彦委員長 わかりました。もう1点。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 市長公室長が、要綱に基づいておるので、これは違法性がないという話でしたね。確認しますけれども、この2位、次点者を繰り上げるということが文書に入っていないと、これは今後、明文化する考えですか。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 要は、この条例にない部分については、市長でその詳細については決めていくという解釈ができるかと思います。毎回、募集要領の中に3位まで、どれだけ応募あるのかわかりませんので、応募が来て選定するときに、3位までは決めますよ、4位以下は順位は決めませんということで募集をかけておりますので、当然、繰り上げということはその中でできるということに判断をしております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 できるとかいうようなことじゃなくて、そういう曖昧なことじゃなくてね。これは、そういうものであれば、明文化する必要はないんですかということ聞いておるんです。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 公選法では、当選から3カ月の期間は繰り上げるだとか、次点者と、くじを引いた場合の次点者については任期中繰り上げるとかいう部分については法的に規定されております。公選法自体は、非常に分厚いもので、事細かく法文をつくっております。指定管理者制度は、地方自治法の中の1条分の1項目にございます。それに基づいて条例を制定して、条例で記載できない部分についてはその他、市長が定めるという、「定める」というところについては募集要領によって明記をしているということでございます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 いやいや、募集要領にも1位の辞退者があった場合は2位を繰り上げるとか、この有効期限はいつかだとか書いてないんでしょう、今。書いてないから、それを書く気はないのかと言うとるんですよ。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 現状のままで、その都度、緊急性、その他の項目について考慮しながら繰り上げるかどうかということについては委員会を開いて判断をしていき

たいと、そのように思っております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 いや、そういうのは明文化せんでもいいんですか。そういういろいろな、これは条例主義とでもいうのか、やはり条文化をしていくというのが今の近代的な法律制度の基本になつとると思うんですよ。そんなものをどんなような、その都度、その都度解釈するというのは、結局その法律や条例に係るものが非常に不安定になりますよ。解釈によって、その都度、その都度判断が違ふ、委員会を開いてその都度、その都度判断する、これは法律に、法治主義とは言えないと思いますね。何人に対してもこのことが適用されるということをしておくことが法治主義でしょう。その委員会の対応ごとに処遇が違ってくるというのは、これは法治主義じゃないと思いますよ。どうですか。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 要は、このたび繰り上げ当選の部分で出てきております。ほかの指定管理に係る部分について詳細に定めようとしたら、かなりの部分を研究しながら、どういうことが出てくるのかというところを全部拾い出して条文化することになりますので、そうした部分で解釈を願いたいと思います。

○長船吉博副委員長 委員長、ちょっと待ってください。今、この委員長の質問において、かなり51号に突っ込んだ質問だと思われております。他の議員にもそれを許しておりました。今、かなり委員長の発言も許しておりましたけども、ある程度でおさめていただきたいなというふうに、副委員長としてお願いしますので、よろしく願います。
蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 今のお話は、51号ということではなくて一般論として、今回はこういう事態に至った経緯の中で、要綱というのが解釈によって変わってくる、その都度、その都度変わってくる。一般論として、法治主義としての考え方としては間違っていると思いますよ。

この指定管理の委員会でいろいろ議論するというようなお話だったんですけどね、市長公室の今の室長の話から言えば、こういう明文化することとは考えにないというふうに受けとめますね。これはちょっと問題じゃないですか。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 私は、条例に明文化する必要はないと思っております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 要綱に書いてなかったら、要綱の明文化をしたらどうなのかということ聞きよるんです。要綱というのは知らせるわけですよ、指定管理者に対して、応募者に対して。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 要綱にそうしたことをすべきかどうかについては、検討委員会で十分、協議をしたいと思います。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 この件に関してはこの程度で、また所管の委員会で十分に議論していただいたら結構かと思うんですけども。この補正予算を組まざるを得なかったということは、結局、指定管理の指定制度の中の大きな問題点があるということが、この委員会でも十分確認をされましたのでね。このことについては今後、集中審査するなりなんなりをして、議論を深めていきたいというふうに思っております。

私のほうからはこれで終わります。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 それでは、質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います、いかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 意見がないようですので、討議を終わります。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第50号、平成26年度南あわじ市一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○蛭子智彦委員長 挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りいたします。

本会議における委員長報告について、どのようにしたらいいでしょうか。

（「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、付託案件の審査が終了しました。

これで閉会いたします。

（閉会 午前11時57分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年 8月 1日

南あわじ市議会総務建設常任委員会

委員長 蛭子 智彦